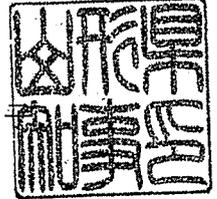


み自第703号
平成27年2月25日

株式会社最上クリーンセンター
代表取締役 大場 千佳子 様

山形県知事 吉村 美栄



(株)最上クリーンセンター産業廃棄物最終処分場増設事業環境
影響評価準備書に対する意見について

山形県環境影響評価条例第19条第1項の規定により、環境の保全の見地か
らの意見について、別紙のとおり通知します。

担当：山形県環境エネルギー部みどり自然課
環境影響評価担当 福島、大高
電話 023-630-3042
FAX 023-625-7991

【別紙】

(株) 最上クリーンセンター産業廃棄物最終処分場増設事業環境影響評価 準備書に対する山形県知事意見

1 全体的事項

- (1) 環境影響評価の結果を事業計画に反映させるとともに、事業の実施過程において、評価結果の検証を行うこと。
- (2) 環境影響評価の結果及び事業者が自ら定める環境保全計画に基づき、環境保全措置を確実に実施し、事業による影響の回避・低減に一層努めること。
- (3) 環境影響評価の実施後に事業実施区域及びその周辺の環境の変化その他の事情により、地域特性や事業特性に変化が生じた場合は、必要に応じて評価項目、予測、評価手法及び環境保全のための措置を見直すなど適切に対応すること。
- (4) 異常な豪雨や地震等の発生に備えて、施設の適切な維持管理に努めるとともに、防災対策に万全を期すこと。

また、事故を未然に防止するために行う点検の対象にガス抜き管と浸透水排水管を加え、点検を実施する内容、基準及び頻度を明確にし、評価書に記載すること。

- (5) 事業の実施過程において、適宜、地域住民及び関係機関に対し情報提供を行うとともに、一般にも公表すること。

2 水環境

- (1) 埋立量の増加と処分場から排出される浸透水のBOD値の関係について、文献や過去のデータを用いて整理を行い、その結果を勘案して浸透水が放流先の河川に対して及ぼす影響を評価し、評価書に記載すること。
- (2) 処分場から排出される浸透水は、沈澱槽と2.4kmの排水管を流れ河川へ放流されるが、放流水のBODは、浸透水と比べて高い値を示す。その原因は、沈澱槽の汚れにあると考えられることから、沈澱槽の汚泥の除去等を適切に行い、河川への放流水のBOD値の改善に努めること。
- (3) 河川の大腸菌群数は、処分場からの放流水の合流前後で大幅に増加している。その原因が処分場からの放流水によるものか、他の要因によるものかを調査し、その結果を評価書に記載すること。なお、処分場からの放流水が原因と想定される場合には、大腸菌群数の改善に努めること。